

令和 7 年度
板橋区いじめ問題対策連絡協議会

令和 7 年 1 月 13 日

板橋区 総務課

令和7年度 板橋区いじめ問題対策連絡協議会

日 時：令和7年11月13日（木）

開 会：午後1時30分

閉 会：午後3時00分

会 場：教育支援センター研修室

次 第

1 開 会

2 委員委嘱

3 会長挨拶

4 議 題

- (1) 板橋区いじめ問題対策連絡協議会について
- (2) 板橋区立学校におけるいじめの状況等について
 - ①令和6年度板橋区立学校におけるいじめの状況について
 - ②令和6年度学校非公式サイト対策について
 - ③令和6年度板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について
- (3) 板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について
- (4) いじめの重大事態に係る調査結果について
- (5) 関係機関のいじめ問題への対応について

5 意見交換

6 閉 会

【配付資料】

資料1 板橋区いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

資料2 板橋区いじめ問題対策連絡協議会について

資料3-1 令和6年度板橋区立学校におけるいじめの状況について

資料3-2 令和6年度学校非公式サイト対策について（学校ネットパトロール事業報告）

資料3-3 令和6年度板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について

資料4 板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について

資料5 いじめの重大事態に係る調査結果について

○総務課長

本日はお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年度、板橋区いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

協議に先立ちまして、この度、新たに委員にご就任いただく皆様のお名前をお席の順でご紹介いたします。

本来ですと、皆様お一人お一人に本協議会の会長である坂本健板橋区長より委嘱状をお渡しするところですが、お時間の関係上、皆様のお席の上に委嘱状を配付させていただくことで、委嘱に代えさせていただきたいと存じます。

なお、委員名簿につきましては、資料1のとおりでございますので、ご確認いただければと存じます。

それでは初めに本協議会会長の坂本区長よりご挨拶を申し上げます。

○区長

皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しいところ、板橋区いじめ問題対策連絡協議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、日頃からいじめの未然防止にむけて、多大なご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

板橋区では、平成26年度に「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」を制定し、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」を設置いたしました。

本協議会は、それぞれの専門的見地から意見交換を行い、いじめの未然防止等のための効果的な対策を協議する貴重な場です。子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる環境づくりのため、皆様の豊富な経験と知見をお借りしたいと存じます。

本日は、区立学校におけるいじめの状況や、いじめ重大事態に係る調査結果などを報告させていただきます。区として、すべての子どもたちの笑顔を守るため、いじめのない社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えています。

本日の協議が実り多きものとなりますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長の坂本区長にお願いをいたします。

○区長

それでは次第に沿いまして、議事を進行させていただきたいと思います。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

初めに、板橋区いじめ問題対策連絡協議会についてであります、資料2の通りでございますので、後程ご覧いただきたいと思います。

続きまして、「板橋区立学校におけるいじめの状況等」について事務局からご説明いたします。

○指導室長

資料3-1をご覧ください。

まず初めにいじめの定義についてですが、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、例えばインターネットを通じて行われるもの

も含むであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとなっております。

つまり、対象となった児童が心身の苦痛を感じているかどうかがポイントとなっております。

次にいじめの解消について記載しております。

このことを踏まえまして、板橋区立学校におけるいじめ認知件数及び解消率についてご報告いたします。

令和6年度いじめ認知件数の総数は、5,556件であります。

小学校で5,306件、中学校で250件の認知で、令和5年度と比較すると、小学校で564件の増加、中学校では40件減少しております。いじめの解消率については、小学校では67.0%、中学校では64.0%であります。昨年度と比べると、小学校では増加、中学校では減少しております。認知件数は、昨年度と比べると中学校では減少していますが、小中学校合わせて5,500件を超えていることを考えますと、昨年度と同様にいじめの定義の理解が進み、アンケート等を活用して児童生徒の状況を適切に捉えることができるようになってきたと考えられます。続いて、2ページに移りまして、いじめの対応及びいじめ発見のきっかけでございます。いじめの態様については、小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、小学校は、3,827件で全体の68.2%、中学校は200件で全体の70.7%を占めております。

いじめの発見のきっかけは、小中学校ともに、「アンケート調査」が最も多く、小学校で全体の74.8%、中学校で50%を占めております。対象児童生徒の中には、教員や保護者に直接訴えることができない者も多くいると考えられることから、本区独自の年間3回以上のアンケート調査を継続して参ります。

また、「学級担任」による発見も本人の申し出に次いで多いことから、いじめの定義が浸透し、教職員のいじめに対する感度があがったものと捉えることができます。

また今後、教職員の更なるいじめへの理解を促すために今後も継続的に指導して参りたいと思っております。

続きまして、いじめの重大事態についてでございます。

令和6年度のいじめ重大事態は3件でございます。3件とも、いじめ対策組織方式による調査（学校調査）を調査主体とし、2件が既に解消しております。

また参考として、令和7年度9月1日現在の、いじめの重大事態の発生状況について、報告いたします。

今年度に入り、いじめの重大事態の発生件数が増加しております。全7件中5件が保護者の申し立てによるものです。増加の要因として、「疑い」の段階で調査を開始するなど、「重大事態」の対応について、学校の理解が浸透してきていることが挙げられます。7件とも、学校調査で対応していますが、対象児童生徒の保護者による処罰感情が強く、調査結果や学校の対応に納得しないケースが数多く見られ、多くの学校で対応に苦慮しているところでございます。学校は、スクールロイヤーの助言を得ながら法やガイドラインに則って対応をしております。

続いて、いじめ問題の主な取り組みについてです。教育委員会及び各学校では、資料の4ページに記載している取組を実施しております。

令和6年度以降の取組としては、項番3の「学校生活満足度調査（WEB QU）」の実施が挙げられます。WEB上で行うアセスメントとしたことで、即時のフィード

ドバックが可能となり、学級や児童生徒の個々の状況に応じた支援がすぐに実施できるようになりました。

続きまして、項番9の、いじめの定義等の理解促進については、全区立学校園長が参加する全体校長会にて、いじめの定義や初期対応の重要性について、繰り返し伝える機会を持っております。いじめの定義につきましては、社会通念上のいじめと法律上のいじめというところ、違いもございますので、丁寧に浸透させるようにしているところでございます。

続いて項番の12、「いじめ重大事態学校調査セット」とは、いじめ重大事態の学校調査において、適切に対応できるよう、ガイドラインの概要版や、議事録のフォーマット、保護者説明用の資料を一式にしたものでございます。今年度発生したいじめ重大事態においては、本調査セットを活用して対応しています。

項番の13、ボイスレコーダーについては、全区立学校に既に配備をしております。正確な記録に努めるため各校で活用されております。

項番の14、学校いじめ対策委員会の指導主事等の派遣につきましては、いじめ重大事態が発生した際に、該当する学校のいじめ対策委員会に、指導主事等が参加し、重大事態の定義や対応について、直接説明する機会を持っております。また、調査や報告に至るまで、継続的に関わり、学校の伴走支援を行っております。

引き続き、いじめ及びいじめの重大事態の対応の強化に努めて参ります。

令和6年度板橋区立学校におけるいじめの状況についての報告は以上でございます。

続きまして、資料3-2をご覧ください。

令和6年度、学校非公式サイト対策について報告いたします。

区立小中学校が運営する公式サイトからリンクされていないウェブサイトに、児童や生徒に関する投稿がないか継続的に監視することで、個人情報の流出やいじめ、児童・生徒の犯罪等の早期発見・未然防止を目的に実施しております。調査頻度は記載の通りでございます。

学期の初めは特に子どもたちの動きが活発になることが想定されるため、毎日監視を行っております。

続きまして項番の3です。リスクレベル別の投稿件数をご覧ください。

令和6年度は小学校で1件、中学校で33件確認されております。

なお、中学校の1件を除き、すべてが「緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応等が望ましい内容」として「要注意」に分類されております。残る1件につきましては、個人を特定しての誹謗中傷となっており、「要削除」に分類されております。なお、本件につきましては、削除依頼の対応をしたところであります。

続きまして、項番4、分類別の投稿件数をご覧ください。

34件を内容別に分類しますと、「いじめ・中傷表現」が25件、「トラブル」が6件、「不法行為」が1件、「その他」が2件となっております。「いじめ・中傷表現」の報告件数は、令和5年度の20件と比べ、5件増加している状況です。

引き続き、学校と情報共有を図り、早期の指導等を行ってまいります。

なお、事業者からの報告内容の取扱いにつきましては、事業者から送付される報告書を各校に配付し、調査結果を児童・生徒の指導に活用しております。特に、リスクレベルの「緊急」「要削除」に該当する投稿があった場合は、関係児童・生徒へ必ず指導を行い、指導室へ「対応報告書」を提出するよう要請しております。

説明は以上です。

○教育支援センター所長

資料3-3、「令和6年度板橋区「いじめ110番」「いじめメール相談」の状況について」、ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本事業につきましては、いじめを受けている、もしくはいじめを受けていると感じている児童・生徒やその保護者からの相談を電話またはメールで受け付けるために、教育支援センターに設置している相談窓口になっております。

項番1のいじめ110番をご覧ください。

こちらにつきましては、いじめ110番は電話相談窓口になっております。

平日の月曜から金曜の9時から17時まで受け付けをしておりまして、夜間休日につきましては、留守番電話で対応しております。メッセージがあった場合には速やかに翌営業日に対応をしております。電話窓口には、いじめを初めとした学校問題への対応経験の豊富な学校管理職経験者を相談アドバイザーとして配置をしておりまして、相談に対して指導主事とともに、当該学校への状況確認や解決に向けた指導助言を行っております。

令和6年度のいじめ110番に寄せられた相談件数は32件で、前年度と比較して3件の減となっております。

月別・校種別の件数につきましては、資料の表となっております。

この令和6年度の32件のうち、児童生徒から直接の相談に関しては2件になっております。その他は保護者や地域の方からの相談になっております。

続いて項番2のいじめメール相談になります。

こちらは電子メールでの相談になります。板橋区のホームページ内にいじめメール相談のページを設けておりまして、入力ホームにアクセスできるようになっております。いつでも相談ができるようになっております。相談内容に応じて、関連所管と情報共有しながら、解決に向けた対応を実施しております。

令和6年度のいじめメール相談に寄せられた相談件数は17件で、前年度と比較して3件の増となっております。

月別・校種別につきましては、資料の表をご覧ください。

17件のうち、児童生徒から直接の相談は1件です。その他は、やはり保護者や地域の方からの相談となっております。どちらの表も、校種のところ、「区・その他」と書いてありますのは、匿名の相談、または校種を明かしていない方からの相談の件数となっております。

いじめに関する相談件数につきましては、電話とメールを合わせますと、令和5年度と同数となっております。相談件数が減少していない要因の1つとしては、継続的な相談窓口の周知が挙げられると捉えております。

東京都や板橋区のいじめ110番、メール相談をはじめとした、各種相談窓口をまとめた案内チラシを継続的に児童・生徒、保護者へ配布をしており、周知が図られてきている結果と捉えております。

今後も周知啓発活動に力を入れていくとともに、相談された案件につきましては、学校とともに、早期対応、早期解決に努めて参ります。

いじめ110番、メール相談の状況についての説明は以上となります。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ございましたらご発言をお願いいたします。

○委員

いじめメール相談についてお伺いします。

今、全生徒にタブレットを配布されていると思いますが、そういうタブレットからいじめメール相談ができるようなシステム等は、難しい状況なのでしょうか。もし、そのようなシステムあれば子どもも相談しやすいと思います。例えば担任の先生や保護者にも言えない状況もあるかもしれないで、そのようなシステムが作ればと思います。ご意見をよろしくお願ひいたします。

○教育支援センター所長

現在、子どもたちに配布されておりますタブレットから、先ほどお話をさせていただいた、いじめの相談先がすぐにわかるようになっております。また、子どもたちのタブレットは、外部とのメールやり取りが出来ない状況になっておりますが、板橋区のいじめメール相談につきましては、メールの送受信ができるようにしております。

○区長

ただいま、教育支援センターの所長から回答いたしました。

他にいかがでしょうか。

では他にないようでございますので、先に進行させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、「板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について」、事務局から説明をいたします。

○指導室長

資料の4、「板橋区いじめ問題専門委員会の開催状況について」をご説明させていただきます。

板橋区教育委員会では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年から「板橋区いじめ問題専門委員会」を設置しています。前回報告以降の令和6年11月から令和7年10月までの活動内容について、報告させていただきます。

令和6年度についてありますが、令和6年の10月1日開催分は、前回ご報告させていただきましたので、令和7年1月29日と2月開催分を含め、令和6年度は計3回開催したことをご報告させていただきます。今年度につきましては、4月28日と9月9日の2回、開催をしたところであります。

検討内容は、非公開案件を含むことから、この場で詳細をお答えすることはできませんが、主に（1）板橋区立学校園におけるいじめの状況について、（2）いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの重大事態について、協議をしていただきました。

続いて資料の2ページをご覧ください。

項番の3、調査部会の設置についてです。

いじめ問題専門委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「いじめ重大事態」であるとして、板橋区教育委員会からの諮問に基づき、調査部会を設置しているところであります。

調査部会①については、調査事案は、区立小学校で発生した児童間のトラブルです。調査状況については、令和5年2月2日に調査を開始し、令和6年12月11日に調査が終了いたしました。調査員の構成については、いじめ問題専門委員及び専門調査員（弁護士3名、医師1名、大学教授1名）の5名であります。

続いて調査部会②につきましては、調査事案は、区立小学校で発生した児童間のトラブルです。調査状況につきましては令和5年9月4日に調査を開始し、令和7

年4月28日に調査が終了しました。調査員の構成については、いじめ問題専門委員、及び専門調査員（弁護士2名、心理師1名）の3名でございます。

調査部会③につきましては、調査事案は、区立小学校で発生した児童間のトラブルです。調査状況につきましては令和6年3月5日から現在も調査中でございます。調査員の構成は、いじめ問題専門委員及び専門調査員（弁護士2名、心理士1名、大学教授1名）の4名でございます。

なお、専門調査員とは、いじめ問題専門委員会規則第8条に、専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができるとあります。いじめ問題専門委員以外の方にも調査をお願いできることとなっております。例えば、弁護士であれば弁護士団体などの職能団体に推薦依頼をして委嘱しているものであります。

また、調査が終了した調査部会①及び②につきましては、調査結果の概要を区議会文教児童委員会にて報告しております。調査報告内容につきましては、次の議題であります「いじめの重大事態に係る調査結果について」でご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質問がないようでございますので、先に進めさせていただきます。

続きまして、「いじめの重大事態に係る調査結果について」、事務局から説明いたします。

○指導室長

いじめの重大事態に係る調査結果について、資料の5をご覧ください。

先ほどご報告いたしました、いじめ問題専門委員会の開催状況でも触れましたが、調査が終了した、2件の事案の調査結果につきまして、今年の夏、区議会にご報告した資料をもとに、改めてご報告するものでございます。

なお、調査結果につきましては、非公開情報に配慮する観点により、この場で詳細なご報告ができかねることを予めご了承願います。

初めに、調査事案Ⅰでございます。

こちらは、先ほどの資料4の調査部会①に該当する事案でございますが、当時、板橋区立小学校に通っていた児童が、小学校1年生から5年生までの間に、複数の児童から複数回にわたりいじめ行為を受けたと申告したものです。

この事案は、令和4年2月に、いじめにより心身に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」と認定いたしました。この重大事態の調査を行うため、合計5名（弁護士3名、医師1名、大学教授1名）で構成される調査部会が設置されました。調査期間は、令和5年2月2日から令和6年12月11日までの約2年間で、合計35回にわたり詳細に調査を行いました。

調査開始までの経緯といたしましては、令和4年2月に重大事態の認定がなされ、その後、いじめ問題専門委員会での協議を経て、令和5年2月に調査部会が設置されました。調査部会による調査が終了したのは、令和6年12月です。その後、いじめ問題専門委員会への答申、教育委員会から区長への報告を経て、令和7年3月に対象児童および関係児童の保護者へ調査結果を説明いたしました。

そして、対象児童の保護者から調査結果に対して所見書をいただいた後、令和7年6月に調査結果を公表いたしました。

調査の結果、対象児童からいじめ行為と申告された28件のうち、24件について、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」に該当すると判断いたしました。

また、この調査結果は、公表の意義や目的を踏まえ、教育委員会において策定した「公表基準」に基づき、調査報告書の公表版と併せ、本調査の目的の一つである「同種の事態の再発防止」を図るため、調査報告書を踏まえた板橋区教育委員会の見解および再発防止についても、同時に区公式HPにて公表しているところであります。

なお、「公表基準」自体につきましても、区公式HPで公表しているものであります、参考として資料についております。

次に、調査事案Ⅱについてご報告いたします。こちらは先程の資料4の調査部会②に該当する事案ですが、本事案の調査結果につきましては、6月に対象児童保護者へ、7月に関係児童保護者へ報告を実施いたしました。その中で、対象児童およびその保護者の方が、本件いじめ重大事態について、公表は望まないという強い意向があることを確認したところであります。

よって、対象児童保護者のこうした意向を踏まえまして、公表基準2ページ「4公表方針①」の規定に基づき、公表しないことといたしました。

なお、対象児童保護者からの所見書の提出はありませんでした。

以上でいじめの重大事態に係る調査結果についての報告を終わります。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

ご質問がないようでございますので、先に進ませていただきます。

それでは続きまして、「関係機関のいじめ問題への対応について」に移らせていただきたいと存じます。

私の方から指名させていただきまして、その後、意見交換を行う形で進めたいと考えております。

はじめに、小学校におけるご対応についてお話しをいただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員

先ほど議題の（2）の1にあったように、いじめ問題の状況を受けまして、本校また、区立小学校・中学校でもいじめ問題への取り組みを日々行っているところです。

資料の3-1、一番最後のページをご覧ください。

ふれあい月間でのアンケートやスクールカウンセラーによる全員面接、学校生活満足度調査、WEBQU等のアンケートを通して、子どもたちの日々の様子を、把握しているところです。

ただ、最近の子どもたちは目に見えないいじめが非常に多いです。1年生からスマートフォンを所持しているお子さんも非常に多いですし、学校外でのいじめについても私達の把握については、困難をきたしているところです。その原因を生活指導全体会等で話し合っているところ、以下のようなことが出てきました。

まず、自分の思いを伝えたり、それから相手の思いを聞いたりすることが非常に

苦手になっているということ、それから、お互いに話をして、折り合いをつけたり、合意形成を図ることも非常に難しくなっていると感じます。自分の思いを主張し、それが、正義である、正解であるかのように、主張するお子さんが非常に増えていると話し合ったところです。

については、本校では縦割り、1年生から6年生までの行事や特別活動等における、交流の充実、それから教科担任制、学級会活動の充実を図っているところです。

そして、本校では特別支援学級がありますので、知的な、偏りのあるお子さんについては、意識的に計画的に交流の機会を図りまして、多様性について、子どもたちが実際に、感じたり学んだりする場を多くとることによって、折り合いをつけたり、合意形成を図ったり、相手の思いを聞いたり、自分の思いを伝えたりというようなことが、少しでもできるようなことが、いじめの防止に繋がるのではないかということで取り組んでいるところです。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、学校におけるご対応についてお話をいただきますようお願いいたします。

○委員

小学校・中学校と比べると、高校の場合は対応しやすい部分があるのかなと、お話を聞いていても思うところがあります。本当に、本校の現状と対応の様子について、お話しをさせていただきたいと思います。

まずいじめについて本校では当然ですが、未然防止、早期発見、それから早期対応、この3つを大きな柱として、書面でも作成し、4月当初の会議の場で確認をしています。

ただ、いじめの定義については、文科省の定義を見ると、大きなものから小さなものまで、いわゆるいじめに該当してしまうと思いますが、その辺は本当に現実に即した対応ということで、職員にも話をしています。それから、本校の方の未然防止の取り組みとしては、2つの体制で挑んでいます。

1つは制度的な取り組みです。具体的には、学期ごとに全校生徒を対象としたいじめアンケートを実施しています。

アンケートでは自分自身の悩みだけではなくて友達・友人やクラスの雰囲気についても、自由記述で回答できるようにしています。

また、匿名性を確保することで生徒が安心して本音を伝えられるようにもしています。

アンケート結果については、内容によりますが匿名ですので、特定できる範囲で、生徒指導部や学年団、あるいは関係部署で情報共有し、関係生徒がある程度特定できる回答があった場合は、早急に担任や関係教員が面談を行うなど、丁寧な心がけでフォローしているつもりです。

また、本校では令和7年度から、匿名通報システムのスクールサインを導入しました。学校によっては導入されているところもあるかもしれないですが、これは生徒がスマートフォンやパソコンから、いじめや人間関係のトラブル、学校生活の不安などを匿名で24時間いつでも連絡できるシステムです。この仕組みにより生徒が直接言い出しにくい悩みも拾い上げやすくなったと感じています。

事後対応としては先ほどのアンケートと同じように、これもやはり匿名ですので、特定できる範囲という前提になりますが、生徒指導や学年団、関係部署を交えて、

状況によっては生徒から事情を聞いたり、あるいは保護者の方にも、連絡をとったりというような進め方をしています。

大きな2つ目の対応としては、人的な対応という位置付けで、今年度4月から、生徒支援相談部という分掌を新たに校内に立ち上げました。

以前は、生徒指導部の中で対応していたようなもの、あるいは養護教諭が対応していたような部分について、改めて1つの分掌を6名体制で発足し、いじめに限らず、生徒の悩みとか、窓口的な役割を強化しました。不登校などの可能性に繋がりそうな生徒の欠席や生徒指導上の問題についても、支援としての立場を前提に、生徒同士、あるいは保護者も交えて対応していくように進めています。

分掌に来る情報の端緒は、先ほどからお話が出ている通り、担任の先生や保護者等から来ることもありますが、本校では、情報共有が窓口になるケースが多いです。

ここに焦点を当てて、先ほどの生徒支援相談部という分掌が間に入り、1担任、1養護教諭だけで抱えるのではなく、分掌として、分掌の長が、調整役になって、関わっていく、そういう体制で悩みを解決するような進め方をしています。

場合によっては、毎日来ていただいているカウンセラーを先生の方につなげていくような対応、いわばこの生徒支援相談部っていうのは、そういう事後対応のブランディングをしていく、そういう役割としての位置付けで設けています。

それから、人的な制度としての2つ目ですが、多くのケースで、先ほどお話したように、その情報の端緒が保健室の養護教諭であることが多いです。本校では今まで養護教諭の常勤が1名、非常勤で3日間来ていただく方が1名だったのですが、来年度に向けて常勤2名体制で、フォローしていくこうと、取りこぼしのない指導の実現というところを重要視して進めていこうと考えています。

以上のような体制で制度的なもの、人的なものとして対応していますが、本校は現在のところ、重大事態、あるいは、不登校等の問題に繋がっていくような事案は、私は今3年目ですが、この間は発生していません。保護者の方からもそういった内容でお話しいただいたことは1度もありません。

ただし、学校生活の中での、いわゆる「からかい」「いじり」といった行為が見られることはあります。こういった部分も軽視せずに、いじめの例として早い段階から対応することを、重視しています。

私自身、以前は埼玉県で公立高校の教諭をやっていました。教育委員会の仕事をしていたときは生徒指導課で生徒のトラブル、人事課に行ったときは教員から保護者に至るまで、小さなことから始まって大きなトラブルに繋がっているような場面も見てきました。

なので、早い段階での対応がすごく大切だという認識を持っています。本校の職員についても、とにかく早い段階から対応していくということを、いろんな機会に話はしています。

その迅速対応の基本として、学年担任や生徒支援相談部、生徒指導部、養護教諭等が連携をして、場合によっては、スクールカウンセラー等にもつないでいくところを慎重に、必要に応じては、保護者とも連絡をとりながら、関係修復と再発防止に向けて進めています。

本校は、平和な学校で大きなトラブルも過去の事例を見てもなく、先生方も危機意識が薄いかなと正直私は思いました。なので、早期発見はとにかく重要です。

早期対応を怠るから、トラブルに発展していくケースを多々経験してきました。比較的、本校が落ち着いており、良い形で教育活動を進められる学校ですので、そ

ういう注意をしながら、この状態が続くと良いなということで、芽を早めに摘んでいく取組を継続していきたいと思います。

以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会におけるいじめ問題への対応につきまして、教育長からお願いします。

○教育長

国の動向等絡めてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、いじめ対策を総合的に定めました、いじめ防止対策推進法が平成25年の9月に、議員立法として施行されてから12年が経ちました。この法律ではいじめの定義を、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているものと明確化しております。学校の教員や周囲の大人がその行為自体をいじめと捉えてなつたり、行為をした子どもがいじめのつもりではなつたりするからといって、これは大したことではないとか、これはいじめではないと、見過ごしたり、見逃したりすることのないように、被害を受けた子どもに寄り添って判断しようと定義されたものです。

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの考え方のもと、いじめゼロではなくいじめ見逃しゼロを目指していくことが重要であると考えております。文部科学省が公表した令和6年度のいじめの認知件数は全国で76万9,022件でありまして、前年度に比べて5.0%増加をしました。

文部科学省ではいじめの認知件数の増加の背景について、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知が進んだことなどが考えられると分析をしています。

区立学校におきましても、文部科学省の分析と同様で、いじめの積極的認知が進んでいる一方で、あくまでも社会通念上のいじめのみをもって、いじめと認識しているケースも存在しております。教育委員会では毎月の全体校長会において、いじめの定義や未然防止、初期対応の重要性などについて、各校の校長先生方に対して、先ほど発言をした指導室長より、繰り返し伝えまして、啓発を続けるなど、取り組みを充実させております。

今後も学校において機会を捉えて、いじめの定義について繰り返し周知するとともに、教育委員会として引き続き発信していく必要があると考えております。

次に、いじめの重大事態について、全国では1,405件ございまして、前年度に比べ7.6%増加をしております。文部科学省は増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことや、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂による、重大事態の積極的な認知、保護者の意向を尊重した対応がなされるようなことが考えられます。

一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見、早期対応への課題や、個々の教員が1人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があつたことも考えられると分析をしています。いじめの重大事態について、本区におきましても、増加傾向が見られます。これは学校において、いじめの重大事態の正しい理解に基づく積極的な認知や対応がなされている結果であると考えられます。今後も保護者の意向を尊重するとともに、子ども真ん中に据えたいじめ対応を心がけ

ていく必要があると感じているところでございます。

このいじめの重大事態はいじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える深刻な事態です。いじめ重大事態にさせないように、未然防止、あるいは初期対応の充実を図ることが何よりも重要であると考えております。

私が昨年7月に教育長に着任して以来、多くのいじめ案件、いじめ重大事態案件の報告を受けてきました。重大事態として認定されると、議員立法でできた、この国の制度に則って処理をすることになりますが、学校現場と教育委員会事務局における作業は膨大でございます。

学校は子どもたちの成長・発達を支援する場ですから、本来、被害児童・生徒と加害児童・生徒の双方にとって最もふさわしい教育的な支援をすることが大切であると考えております。

渋谷区では昨年8月に区長名で、文部科学省の重大事態調査ガイドラインの運用方法について、文部科学大臣宛の提言を行っておりまして、その中で、行為の内容や悪質性にかかわらず、いじめ認定されることへの懸念や、保護者はいじめ認定に利害関係を有することなどを指摘しております。

このような状況ではありますが、引き続き、板橋区いじめ防止対策基本方針に則りまして、教育委員会としても取り組んで参ります。

以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、学識経験者の委員からお願ひしたいと思います。

いじめ問題の対応等についてお話をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員

教育学を専門としております。そういう立場から今までの話も受けて少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、今3人の委員からお話をいただき、とても大事な話と思いながらお聞きしておりました。先ほど、縦割りでの対応やアンケートを実施しているという話がありましたが、このような実践が非常に重要であると思います。

皆様もご存じのとおり、文部科学省の生徒指導提要が数年前に改訂されました。その中で、いじめ問題、早期発見に対する生徒指導に係る内容が非常に多く書かれています。文科省の定義だと非常に幅広く、全ていじめととれてしまうところがあり、どれが重要で、どこにどう対応していくかというの、実際の学校現場で、子どもたちを目の前にしている先生たちが、どこに目をつけていくかというところであります。そうした側面があるというところは、押さえておいたほうがいいところかなと思います。

先ほど、話の中で養護教諭がとても重要な役割を果たしているとありました。まさにそれが現場の中で、先生たちがどういじめに対応していくかを考える上で重要な点だと思います。これは教育学者としても考えているところであります。

その上で、現場レベルで様々な取り組みがされ、それで効果を上げているものが、いろいろあると思います。板橋区の地域性を加味し考えられたものであると思うので、そういうものを板橋区内でどう共有していくか、考えていく必要があるところかなと思っております。

先ほどのいじめが見えないものになっていると話がありましたが、特にここ10

年、20年で、非常に指摘され始めていると思います。そういう中、区がこういうことを学校とどう共有していくか、どう情報を出していくのか、またそれを学校がどう生かしていくのか、今後、そのやり方を受けての対応というところも含めて様々な実践等、いろんな知見を積み重ねていく必要があることかなと思っております。

最後に、いじめ問題にかかわらず、学校現場が多忙であると言われている中で、次の学習指導要領が大きく改訂されれば、いじめに限らず様々な対応が、さらに必要とされていくような状況にあるように思っています。

学校現場、事務局の作業が膨大になっている中で、こうした情報の共有をし、それで対策を考えていくことと、他方でリソースの問題をどう考えていくかというところはあるように思います。文科省が色々な対策委員会作り、運営していくことが大事であるとの話をされますが、それを現実にやつたら、先生たちが夜中までずっと会議をしていかないといけない状況があると思います。

いじめ問題を、軽視していいわけではありませんが、現場のリソースにある程度限りがある中で、どう共同体制を作り、情報共有しながら対応していくかというところが、現在、いじめに限らず重要な課題になっているのかなと考えるところです。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、弁護士の観点からいじめ問題の対応等についてのお話をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員

初めに板橋法曹会についてご説明させていただきますと、板橋区に自宅があるか事務所がある弁護士が任意に加入している団体です。いわゆる、強制加入の弁護士会とは別なあくまで任意の団体です。

板橋区とは、古くからおつき合いをさせていただいており、もっぱら区民相談、法律相談を担当させていただいております。近年、教育委員会との関係で、いろいろ学校問題についての相談をお受けするようになり、最近は、スクールロイヤーという形で関わらせていただいております。私たち20名ほどが、区内の小・中学校を6つの区域に分かれて、それぞれが3、4名ずつ担当して、校長先生や副校長先生からのご相談を電話やメールでお受けしております。

どういう相談が来ているかを申し上げますと、学校事故とか、あるいは、最近は、LINEスタンプを作つてそれを公表するので著作権で問題ないかとか、様々な法律問題も出ていますが、やはり数的に多いのは、保護者対応です。まず相談件数自体は令和6年度、65件ぐらいありました。

1件当たりに1回で終わるものもあれば、3、4回継続して相談があるものもあり、中にはいじめ重大事態になるようなものは、20回を超える相談が来ております。その中でかなりの部分が何らかの形で保護者対応になっています。保護者から、自分の子どもがいじめを受けていると学校側に伝えられて、それでいじめなのかどうかということから、始まるというようなこともありますし、対象児童生徒の親御さんが、加害側、対象児童生徒の親御さんとの間で話し合いをしたいと、あるいは損害賠償請求をしたいと、学校側がそういう場を設定して欲しい、あるいはその場に同席して欲しいと、校長先生や副校長先生の同席を求めるという案件も多くなっています。

学校がそういうときにどこまで関与する必要があるのかということで先生方が悩

まれて、私達の方に相談をされているというケースがかなりあります。また最近、特に去年、多く見られたなというのは、保護者の夫婦関係のトラブルです。離婚に向けて別居していて、子どもを引き取って育っている親が子どもを連れて家を出してしまう、場合によっては転校する、そういう問題が出てきて、そこで別居している親の方から子どもと離れている親の方から、子どもが今どこにいるのかと、そちらの学校にいるのかと確認してきたり、面会交流を求めたり、様々な親のトラブルに子どもが巻き込まれるような事案も増えてきていると感じています。

いじめの関係での相談を申し上げますと、学校内で、調査をしていることについて相談を継続して求めてくるということがあります。その場合、スクールロイヤーがどこまで相談対応するのがいいのか、あるいはもう、いじめ問題として、調査委員会を立ち上げて、調査に入ってもらったほうがいいのか、悩むような事案も出てきています。

文科省のガイドラインでは、調査組織がいくつかあって、学校内で調査委員会を立ち上げてそこで調査をするということもあります、教職員の先生方だけがそれを担うというのは、物理的にもかなりのご負担になるでしょうし、中には、保護者が、処罰感情が激しいということもあります、そういう保護者の気持ちからすると、学校が調査をしたことについて、納得がえられない可能性もあります。

そういう中で、やはり第三者あるいは専門家が関わる必要性が出てきていると思います。今、私たち法曹会の中でも、そのような、調査委員になってもらいたいと依頼があった場合に対応できるようにしていきたいと考えております。

また、最近の報道で東京都の教育委員会が、保護者対応のガイドラインの骨子を発表したというものがありました。いわゆるカスタマー・ハラスマントと言われるような、あるいはモンスター・ペアレントと言われるような、保護者が学校に対して管内の苦情を申し立ててくる案件です。聞くところによると、1時間以上の電話で対応されたとか、これは学校だけではなくて教育委員会の指導室の方たちもかなりご苦労されているようですが、この間の報道では、こうした相談、あるいは苦情の申し出に対しては学校が対応するのは3回ぐらいにして、その先は第三者が加わるとか、あるいは弁護士が対応するとかっていうことを求めてきているようです。

これはあくまで東京都の教育委員会ですが、それを市区町村の教育委員会も共有して欲しいという考えがあるようなので、私たち板橋法曹会もそれに今後対応するような体制を考えていかなくてはならないと思っているところです。

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義が広すぎるということは、私たち弁護士が入っている日本弁護士連合会でも、批判的な考え方を強く持っています。ただ、この法律ができ、あるいはガイドラインができたことによって、いじめ問題について、子どもたち自身もきちんと考へるという機会を持てたということは大きいと思います。

そして、いじめの問題に対して、このように関係ある様々な組織や団体が協力し合って解決していく、あるいはいじめを予防していくということができるっていうことは非常にすばらしいことだと思います。

私たち板橋法曹会も様々な形でかかわられる場も出てくるかと思いますので、今後もどうぞよろしくお願ひいたします。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、本日急遽欠席となってしまいましたが、委員から、保護者・PTA

の方視点から、いじめ問題に関するメモをお預かりしております。事務局から代読をしていただきますようにお願ひいたします。

○総務課長

日頃より、区内のいじめ問題対策にご尽力いただいております区長をはじめ、教育委員会、そして関係機関の皆様に、心より感謝申し上げます。

中学校時代は、子どもたちが自立に向けて人間関係を深く学び、自己を確立していく、最も多感で重要な時期です。その中で、いじめは子どもたちの心と成長の土台を破壊しかねない深刻な問題であり、その未然防止と早期対応こそが、私たち大人の責務だと考えております。

本日の議題「関係機関におけるいじめ問題への取り組み」につきまして、私どもPTA連合会の現状認識と今後の要望を、3点に分けてご報告させていただきます。

まず1点目ですが、PTAは保護者と学校をつなぐ連携の要として活動しております。本年度につきましては、個別の事案については各学校等において対応いただいており、連合会として特段ご報告すべき大きな動きはございません。

これは、ひとえに学校と関係機関の皆様による、日常的な予防活動と丁寧な指導の成果であると受け止めております。

2点目として、中学校におけるいじめに関する教育、特にインターネットやSNSを使ったものに対する情報提供は多く、生徒自身もいじめについて高い認識を持っているように見受けられます。学校現場での継続的な啓発活動に感謝申し上げます。

3点目として、こういった状態ではありますが、心配している面もございます。SNSや連絡ツールが生活に必要不可欠となっている今、生徒はデジタル空間で常に人間関係を構築しています。その中で、コミュニケーションのすれ違いや、意図しない誤解による友人間の軽微なトラブルが、「いじめ」の定義には該当しなくとも多々発生しているように見えます。

例えば、既読スルーに対する不安や、短いメッセージから生じる感情的なすれ違いなどです。これは、「いじめはダメ」という知識はあっても、デジタル環境で相手の気持ちを推し量り、建設的に対話する「実践力」が不足しているがゆえの現象ではないかと危惧しております。この潜在的なリスクをいじめの芽として摘み取るために、私どもは本日の連絡協議会の内容を組織内で共有しつついじめの芽の状態で気づき、対応していくような視点と知識を強化していきたいと考えています。子どもたちの健やかな成長のため、今後も学校、家庭、そして関係機関の皆様との連携を密にし、いじめを許さない環境づくりに尽くしていきます。

○区長

ありがとうございました。

私から指名を申し上げまして、ご意見等いただきましたが、せっかくの機会でございますので、意見交換ができればと考えます。ご意見のある方は、どうぞ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

星槎大学の客員教授をしており、また、いじめ問題専門委員会の委員長を仰せつかっております。先ほどご紹介した東京都のカスハラ条例のガイドラインですが、来年度動き出すとなると、もしかしたらこの会議でも議論するような話になるのかなと受けとめております。

次に質問ですが、生徒支援相談部で6人の部を作られたということですが、これ

までの生徒指導部はどのように組み替えられたのか、もう少し伺いたいと思います。

○委員

6名のうち1名は養護教諭です。残りの5名については、生徒指導部の中で生徒会を担当している係の2人を充て、あと3名は、進路、教務、生徒指導の定員をそれぞれ1名減らし充当しました。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

内部では、どういう議論があったのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○委員

本校では、いわゆるいじめに該当する事案は非常に少ないですが、大きな問題になりつつあるのが、不登校です。なかなか学校に継続してくれない子たちがいます。なので、生徒支援相談部は、いじめメインではなく、学校生活に馴染めない子たちをベースにしたところで、発端は作っています。

なので、先ほど生徒指導、教務、進路から定員1名減らしますとなったとき、反対は全く出ませんでした。もちろんいじめに関しても、先ほど話した通り、公立校長をやっていた間も様々ないじめに対応してきました。

本校はこれまでいじめが少ない学校でしたが、先ほど教育長からもお話があった通り、いじめはどこの学校でも起こり得るものです。私は常々、小さなことでも大きなトラブルに発展する可能性があると考えており、そのような認識を教職員と共有してまいりました。

そのため、いじめ対策はもちろん、不登校等への対応についても、先生方から反対意見が出ることはませんでした。

○区長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○委員

板橋区私立幼稚園協会の会長で、成増幼稚園園長をしております。

先ほどの資料中に幼稚園・保育園はいじめゼロとなっており、いじめは本当にないですが、私は、いじめは思いやりの心が非常に大事だと思っています。

当園の教室の配置が、年少さんの隣は年中さん、あるいは年長さんが来るような、異学年の組み合わせをしております。

これはなぜかというと、年少さんの前を年長さんが、あるいは年中さんが通った際に着替えができなくて泣いている子や転んで泣いている子がいます。そうすると、その学年の大きい子たちが一生懸命、着替えを手伝ってあげたり、泣いている子を先生のところに連れてきたりします。それが思いやりの心だと思っています。そういうことが、要するに大きい子が小さい子たちの面倒見る、その思いやりの心というのが育っていけば、いじめは無くなるのではないかと考えています。

自分がいじめられたら、どんな気持ちになるか、もちろん喜ぶ子どもはいません。悲しい気持ちになるのだから、いじめはしないようにとよく話をしています。

仲間外れとかも、いじめではないのですがあります。みんなと一緒に遊びたいのに仲間外れにされたら、とても嫌な気持ち、悲しい気持ちになります。そういうことはせずに、みんなで仲良く遊びましょうと基本的に話をしていますが、思いやりの

心を育てようと今、実践しているところです。

確かに先生方のお話聞くような、いじめはありませんが、これからも見過ごさない、早期発見、予防ということで、気をつけていきたいと思っています。

○区長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○文教児童委員会委員長

議員という立場で、区民から相談を受けることは多々ありますが、いじめ加害者の保護者から相談を受けることが、近年増えてきたと思っています。

いじめの解消目安3ヶ月を経過しても、その被害者の親の感情が収まらずに、全く解決に至らず、いじめた側の加害生徒がずっと対応を強いられている状況で、何ヶ月も過ごすことになっています。

その子が商店街を歩いているときに、お店の方に「おまえいじめしたんだって、いじめはしちゃ駄目だぞ」と言われたそうです。その子が学校でいじめをしたということが、地域の中で広がり、地域の人に、お前いじめ駄目だぞ言われたことが、ものすごいショックだったと聞いており、これ非常に大きなことだと思っています。

お母さんとしては、とにかく早く処罰してくれと、処罰して終わらしてくれと言っています。出席停止措置や別室授業等は制度としてありますが、板橋区は過去、1度も出席停止措置はとったことがないと思います。難しいのはわかりますが、制度があるなら、早く処罰して終わらせ、早く普通の学校生活に戻してくれという相談を加害者の親から、受けすることが、多々見受けられるなと思っています。

その子は、今、学校からいじめられていると話をしています。本人の意思を尊重した場合、学校がいじめていることになります。そういう状況を放置せずにきちんと仕事をしていただきたい。教育委員会で難しいのであれば、他の部局が積極介入して、対応して欲しい。

あるいは子どもの意見表明権もありますから、板橋区アドボケイトさんも来ていて、そういうアドボケイトさんたちを使って、子どもの意見をきちんと尊重して、そこに基づいて措置を進めるような仕組みも、積極的に整えて欲しいなという考えております。

○区長

ありがとうございます。

他にご意見はいかがでしょうか。

○板橋区議会議長

少し確認をさせていただきたい。

実際、いじめの重大案件が起きたときに、告発をした人が重大な被害を受けた場合、告発者の保護プログラムは存在しているのかなという点が、非常に疑問に思っております。

やはりそこのプログラムがしっかりと、なかなかいじめを認定する側も難しいところではありますでしょうし、児童・生徒に向けて、あなたがいじめられているんですかとアンケートを出しても、なかなか自分が保護されるかどうかがわからないと、答えられずに、結局重大案件までいってしまうようなところがあると思います。

そこは、どうしても告発する側の保護プログラムがある程度整備されていないと難しいのではないかなと思いますが、教えていただけますでしょうか。

○指導室長

基本的には、先ほど教育長もおっしゃった通り、教育的にそれを解決していくのが一番大事なところで、プログラムという形ではないですが、いじめについては、自分の援助希求をしっかりと伝え、それを受けとめた上で、それについて解消に向けて動いていくのが基本になっております。

いじめの解消も3ヶ月程度しっかり見ていきますので、いじめが今起きているのであれば、学校を組織的に見ていき、その中で、被害に遭った子、対象の子を守りつつ、解消に向けていくのが基本になっていますので、そういう意味では保護をしていると考えております。

○区長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

今日委員の皆様から、いじめの防止に関する活動の報告をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続き、委員の皆様と連携を強化しながら、いじめをさせない、見逃さない、許さないまちづくりを推進していきたいと考えております。万が一、いじめに起因する重大事態が発生した場合や、発生を防止するために必要なある場合には、対応の協議等を行うために急遽、委員の皆様にご参集いただく場面があるかと思います。

その節は何卒ご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

改めて、本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様から頂戴いたしました貴重なご意見を参考にしながら、いじめ防止策を進めて参りたいと存じます。これをもちまして、板橋区いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。